

## 次世代シーケンス受託解析における協定事項

2015年8月版

1. 学会発表や論文投稿に際し、当センターを共同研究者や共著者に加える必要はなく、申込者または研究責任者の判断に委ねるものとする。
2. 当受託解析業務は研究用での利用のみとする。
3. 当センターの業務にあたる関係者は、いかなる場合においても申込者の研究内容について守秘義務を負うものとする。
4. 天災等による不測の事態が生じた場合、当センターは解析結果に責任を負わないものとする。
5. メディカルサイエンス推進研究所の優先すべき案件についてはこれを優先し、受託解析と調整した上で業務を遂行するものとする。
6. 当受託解析の解析結果について、将来の研究の精度を高めるため、当センター内での使用に限って解析結果を使用する場合があるものとする。
7. 本業務に係る内容について問題等が生じた場合、当センターと申込者とで話し合いの場を設け解決するものとする。
8. 受託解析に関する規模等の必要に応じて学内の他講座技術職員等の協力を受けられるものとする。
9. gDNA/cDNA 資料や解析データについて、当センターが2ヶ月間の保管に責任を負うものとする。
10. 料金表に設定されない内容については別途相談して料金を決定するものとする。
11. 解析に用いる試料(gDNA/cDNA)の品質に係わらず次世代シーケンス解析結果が研究利用に適さない場合があった場合においても当センターはその責任を負わないものとする。
12. 本協定内容について、必要に応じてその内容の変更を行う場合がある。

### 附則

本協定は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。